

## ダブルケア大分県 しましまかふえ規約

- 第1条(名称) 本会は「ダブルケア大分県 しましまかふえ」とする。  
以下、「本会」と称する。
- 第2条(所在地) 本会の拠点、事務所は、大分県大分市高城西町2番8号に置く。
- 第3条(目的) 本会は、育児と介護を同時に担っている方、またはケアラー（療育児や、広い意味で多様なケア役割を担う方）の集いの場、リフレッシュの場を提供することで、心の負担を軽くするお手伝いをします。  
当事者の方へ向けて、そして予備軍の方、一般の方に勉強会を開催し、広く周知、啓発を促し、多くの方に『ダブルケア介護と育児の同時進行』の理解を深めてもらえるよう活動します。
- 第4条(構成員) 本会の構成員は、本会の第3条の目的に賛同するもので組織する。
- 第5条(役員) 本会は次の役員を置く。  
・代表者 1名  
・副代表 2名  
・会計 1名  
・監事 1名
- 第6条(運営) 本会は、月数回ケア会(集いの場)を開催。SNSを利用し、情報発信及び相談・傾聴活動を行う。
- 第7条(財務) 1 活動に必要な資金については、会計が適正に管理を行い、毎月定期に代表者の閲覧を受けるものとする。  
2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする
- 第8条(改正) この規約は、改正が必要な場合に役員の話し合いにて改正していく。
- 第9条  
(設立年月日) 2018年11月5日
- 第10条  
(規約施行日) 本会則は2019年11月5日より施行する。

